

2026年度 前期分  
授業料免除及び徴収猶予申請要項

留学生の方に適用される授業料免除制度には、**学業成績優秀者支援枠（A 枠）**と**経済困窮者支援枠（E 枠）**の2種類があり、それぞれ申請要件が異なります。申請要件を満たせば、両方に申請することも可能です。

また、A 枠と E 枠では、提出書類が異なりますので、本要項をよく読んで、申請を行ってください。

# 2026年度前期分授業料免除及び徴収猶予申請要項

## 【学業成績優秀者支援枠(A 枠)への申請について】

### 1. 申請対象者及び選考基準

経済支援を必要とする私費外国人留学生で、特に学業成績優秀と認められる大学院生が申請の対象となります。学部生は対象となりません。また、休学期間を除く在学期間が標準修業年限内の者に限ります。

選考は学業成績（1年次の者においては入学試験の得点率、2年次以上の者については在籍課程における前年次までの学業成績に基づく学力平均値）を基に行います。選考にあたり、家計状況等は考慮されませんのでご注意ください。

### 2. 免除額

成績優秀者のうち下記に該当する者について、**2026年度前期の授業料**を免除する。

	全額免除	半額免除	1/5 免除
大学院博士前期課程・修士課程	上位 10%	左に次ぐ 30%	左に次ぐ 50%
大学院博士後期課程	上位 10%	左に次ぐ 30%	左に次ぐ 50%

### 3. 申請受付期間及び申請方法

●申請受付期間： 4月10日（金）、4月13日（月）、4月14日（火）

●上記の申請受付期間内に下記に従い、窓口提出またはデータ提出により申請してください。

(1) 窓口での申請【受付窓口】： 大学会館3階 小集会室

【受付時間】： 10:30~13:00、14:30~16:30

(2) データ提出

下記 URL に申請書ファイルをアップロードし、アップロード完了後にその旨メールで連絡してください。

【申請書のアップロード先】： <https://webshare.cc.nara-wu.ac.jp/public/>

my5zAi5IEFAQIJdzJJVNk8IEqv8qCAs0FaNisKKhZX\_K

【メール送信先】： syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp

※ ファイル名は「留学生 A 枠\_●●●●」(●●●●には氏名を入力)としてください。

※ メールのはじめの件名は「授業料免除 A 枠申請」とし、本文に学籍番号と氏名を記入してください。

※ 申請受付後、受付番号を返信メールでお知らせします。

### 4. 選考結果の通知

申請時に結果通知送付先として希望された住所宛てに6月下旬~7月上旬に郵送します。また、全額免除が許可された方には、メールでお知らせする場合があります。住所変更等があった場合には速やかに学生生活課学生支援係に届け出るようにしてください。結果通知を発送しましたら、その旨を掲示板等でお知らせします。なお、経済困窮者支援枠(E 枠)も申請した方にはその E 枠の結果と併せて通知します。

### 5. 申請後の授業料

申請後は**選考結果が通知されるまで徴収が猶予されますので授業料は納付しないでください。**

選考の結果、全額免除を許可されなかった場合は、結果通知に同封されている書類に従って大学が定める日までに納付してください。

6. 提出書類について

2026年度前期分授業料免除申請書(様式 1-A)のみ

申請書の掲載場所:<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

(留学生(学部・大学院)の方はこちら。からお進みください。)



7. 留意事項

・経済的に困窮している者は、A 枠とあわせて、別途 E 枠にも申請することができます。

## 【経済困窮者支援枠(E枠)への申請について】

### 1. 申請対象者及び選考基準

申請する学期において全期間在学する者で、次のいずれかに該当する者が申請対象者となります。(申請する学期の途中で休学、退学等を予定している者は申請できません。)

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者  
(下記「3. 学力基準」及び「4. 家計基準」を基に選考します。)
- ② 申請前6ヶ月以内(新生生については入学前1年以内)において、生計維持者(原則として学生の父母)が死亡し、又は本人若しくは生計維持者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者(下記「4. 家計基準」を基に選考します。)

※ 5月末時点で来日していない者は、申請することはできません。

### 2. 免除額

学力基準を満たしている者のうち、選考順位の高い者から順に10%を全額免除とする。

### 3. 学力基準(※1)

	年次	基準
学部	1回生	高等学校の成績証明書等における評定平均値が3.5以上の者 日本国内の高等学校等を卒業していない者については、学修計画書により学修意欲があると認められる者(※2)
	3年次編入生	前大学または高等専門学校の学業成績を本学成績とみなし、学力平均値(※3)が1.95以上の者
	2回生以上	前年次までに標準修得単位数(2回生31単位、3回生62単位、4回生93単位)以上を修得し、かつ、前年次までの学業成績の学力平均値が1.95以上の者
博士前期課程 ・修士課程	1回生	大学における学業成績の学力平均値が1.95以上の者
	2回生	前年次の学業成績の学力平均値が1.95以上の者
博士後期課程	1回生	大学院博士前期課程における学業成績の学力平均値が1.95以上の者
	2回生以上	前年次までの学業成績の学力平均値が1.95以上の者

※1 一人親世帯、生活保護受給世帯等経済的困窮度が著しく高い特別の事情がある者についての学力基準は、学部1回生は評定平均値が3.2以上、学部2回生以上及び大学院生は学業成績の学力平均値が1.75以上の者とします。

※2 日本国内の高等学校等を卒業していない場合は、学修計画書(大学HPからダウンロード)を提出してください。

学修計画書掲載場所:

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/international/>



※3 学力平均値とは、S・Aの修得単位数×3、Bの修得単位数×2、Cの修得単位数×1として換算した値の合計を総修得単位数で割った平均値(小数点第3位切り捨て)のことをいいます。なお、卒業要件科目以外の単位数は含みません。

### 4. 家計基準

申請年度における奨学金、本人の所得及び父母等からの金銭等の給付額などで判定する。

なお、本学への入学にあたり新規に渡日した者については、「留学」の在留資格を取得するために提出した(もしくは提出する)経費支弁能力に関する書類により判定する。

## 5. 申請受付期間及び申請方法

- 申請受付期間： 4月10日（金）、13日（月）、14日（火） 10:30～13:00、14:30～16:30
- 上記の申請受付期間内に窓口提出 または 郵送により申請してください。

(1) 窓口での申請【受付窓口】： 大学会館3階 小集会室

(2) 郵送での申請【送付先】： 〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学学生生活課学生支援係  
郵送の場合は封筒の表に「授業料免除申請」と朱書きし、郵送後はその旨学生生活課へメールでお知らせください。メールの件名は「授業料免除申請」とし、本文に学籍番号と所属と氏名を明記願います。書類到着後、受付番号をメールに返信してお知らせします。なお、返信にはお時間をいただきますのでご了承ください。（概ね到着後2日以内に返信します。）

<メール送信先:syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp>

### 【注意事項】

- ※ いかなる理由があっても、**申請受付期間を過ぎての申請は受理しません。（郵送の場合は必着）**
- ※ やむを得ず申請受付期間中に提出できない必要書類は、申請時に理由を含め、その旨申し出てください。また、申請受付時に指定された提出期日までに提出してください。指定された提出期日までに必要書類が提出されない場合、書類不備による「不許可」となりますので、ご注意ください。
- ※ **記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除等決定後であっても免除等の許可を取り消し、授業料を納付していただきます。**
- ※ 選考期間中に書類不備や確認が必要な事項が見つかった場合は、申請受付後でも追加の書類を求めたり事実確認をしたりすることがあります。学生生活課から連絡があった場合は速やかに対応してください。学生生活課学生支援係の電話番号を登録し、不在着信にお気づきの際は折り返しご連絡ください。  
学生生活課学生支援係電話番号： 0742 - 20 - 3550 ・ 3258

## 6. 申請書類について

申請様式については大学 HP に掲載しています。「授業料免除・徴収猶予申請必要書類チェックリスト」を参照の上、必要な書類を各自でダウンロードし提出してください。

- ※ 様式の掲載場所： 下記 URL から「留学生(学部・大学院)の方はこちら。」へお進みください。）

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

（大学トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除）



## 7. 選考結果の通知

申請時に希望された住所宛てに6月下旬～7月上旬に郵送します。また、全額免除が許可された方には、メールでお知らせする場合があります。住所変更等があった場合には速やかに学生生活課学生支援係に届け出るとともに、学務課でも住所変更の手続きをしてください。結果通知を発送しましたら、その旨掲示板等でお知らせします。

- ※ 申請しても必ず免除または徴収猶予が許可されるとは限りません。

## 8. 授業料の納付

申請後は選考結果が通知されるまで徴収が猶予されますので授業料は納付しないでください。

また、E枠に申請した者は、原則として授業料徴収猶予に関する審査もあわせて行います。徴収猶予が許可された場合、2026年8月末日まで授業料の支払いが猶予されます。徴収猶予に関する審査を希望しない場合は、申請書の該当欄にチェックを記入してください。

授業料の全額免除が許可されず、また、授業料徴収猶予の対象とならなかった場合（授業料徴収猶予不許可の場合を含む）は、結果通知に同封している書類に従って大学が定める日までに納付してください。

ご提供いただいた情報については、授業料免除等業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

**問い合わせ先**

奈良女子大学学生生活課学生支援係〔F棟1階〕

TEL : 0742 - 20 - 3550 ・ 0742 - 20 - 3258

FAX : 0742 - 20 - 3370

Mail : syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp